

1) 本学大学院学生池田伴親ニ農業ニ関スル試験囑託且栃木外三県
下へ出張セシメラレ度旨ニテ御照会之趣承了右ハ本学於テハ差
支無之候此段及御答候也

年 月 日

総 長

鈹毒調査委員長宛

(欄外注記2)

(朱書)

[発第一〇〇号]

大学院学生 池田伴親

右ハ本会ニ於テ農業ニ関スル調査上必要ノ義有之候ニ付之レカ
試験ヲ囑託シ併セテ栃木群馬埼玉茨城県下へ出張セシメラレ度候条
御差支無之候ハ、御承認相成候様致度此段及御照会候也

明治卅五年六月十七日

鈹毒調査委員長 奥田義人 印

東京帝国大学総長理学博士 山川健次郎殿

(欄外注記1)

「六月十八日送達済」

(欄外注記2)

〔東京帝
国大学
坤第三七二号〕

〔官庁往復〕明治三十五年、●B33

285 東京帝国大学大学院学生池田伴親へ農業関係試験を囑託
する件照会案 [明治三十五年六月十七日]

明治卅五年六月十八日

書記官 (丸山熊男)(中村恭平)(武部直松) 書記 (富塚恂)(榎本勝多)

総長 (山川健次郎)

農科大学長〔代〕 (朱書)(武部直松) (農科大学へ電話申合済)

案

東京帝
国大学
坤第三七二号